



発行 東京都

目次

83

公 告

○都市計画の案(八件).....(都市整備局都市づくり政策部 土地利用計画課・都市基盤部調整課・街路計画課)：一

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 東京都市計画用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- 削除する部分
- 世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び

- 第一種中高層住居専用地域
- 練馬区貫井三丁目各地内
- 追加する部分
- 練馬区貫井三丁目地内
- 削除する部分
- 世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び
- 練馬区貫井三丁目各地内
- 追加する部分
- 世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び
- 練馬区貫井三丁目各地内
- 変更する部分
- 練馬区貫井三丁目地内
- 削除する部分
- 練馬区貫井三丁目地内

準工業地域

練馬区貫井三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)並びに世田谷区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 東京都市計画地区計画
- 西新宿三丁目
- 新宿区西新宿二丁目、西新宿三丁目及び西新宿四丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)及び新宿区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 東京都市計画下水道
- 変更する部分
- 港区港南一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路補助
線街路第六十
一号線

追加する部分

新宿区西新宿三丁目地内
変更する部分

二 縦覧場所

新宿区西新宿三丁目、西新宿四丁目、渋谷区本町一丁目、本町二丁目、本町六丁目、幡ヶ谷二丁目、幡ヶ谷三丁目、笹塚二丁目、笹塚三丁目、杉並区方南一丁目、和泉一丁目及び和泉二丁目各地内

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路補助
線街路第九十
八号線

削除する部分

千代田区大手町二丁目及び中央区
日本橋本石町四丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに千代田区役所及び
中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路環状
第四号線

追加する部分

港区港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目及び高輪三丁目各地内

削除する部分

港区高輪三丁目地内
変更する部分

港区港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、高輪三丁目、白金台二丁目及び白金台三丁目各地内

幹線街路補助

線街路第十六
号線

削除する部分

港区港南一丁目、港南三丁目及び
港南四丁目各地内

変更する部分

港区港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、品川区東品川二丁目及び東品川五丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに港区役所及び品川
区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青梅都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

青梅都市計画道路

三・五・二十 廃止する部分
青梅市日向和田三丁目及び和田町九号和田線
一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び青梅市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東村山都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東村山都市計画道路

三・四・十五 削除する部分
号の一新東京
所沢線
東久留米市浅間町二丁目地内
変更する部分

東久留米市浅間町二丁目、大門町二丁目、神宝町一丁目、金山町一丁目、金山町二丁目及び氷川台二丁目各地内
変更する部分
埼玉県新座市栗原一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに東久留米市役所及び埼玉新座市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源の3R
リサイクルできます。